

その他の告示

○外務省告示第百四十八号

令和七年三月十四日にボートルイスで、モーリシャス共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモーリシャス共和国政府との間に行われた。
1 協力の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

3 2 贈与額 十億円

署名者

日本側 菅正広在モーリシャス大使
モーリシャス側 アンシング・アチャラズ財務大臣代行

外務大臣臨時代理

國務大臣 林 芳正

國務大臣臨時代理

國務大臣 林 芳正

○外務省告示第百四十九号

令和七年三月二十五日にカンバラで、カルマ橋架け替え計画のため必要な生産物及び役務の購入の交換がウガンダ共和国政府との間に行われた。
1 協力の目的及び内容 カルマ橋架け替え計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2 贈与の限度額 四十九億三千九百万円
3 贈与の供与期限 令和十四年十二月三十一日
署名者 日本側 佐々山拓也在ウガンダ大使
ウガンダ側 マティア・カサイジャ財務・計画・経済開発大臣
令和七年四月二十八日

○外務省告示第百五十号

令和七年三月二十五日にコトヌで、コトヌ市ベドコ交差点立体交差建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がベナン共和国政府との間に行われた。
1 内容 贈与の限度額を「四十億七千百万円」に改める。

○農林水産省告示第六百七十一号

令和三年一月二十六日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がベナン共和国政府との間に定められた。

○農林水産省告示第一号

令和七年四月二十八日
日本側 上園英樹在ベナン大使
ベナン側 ロミュアルド・ワダニ経済・財務担当兼協力担当国務大臣
外務大臣臨時代理 国務大臣 林 芳正

國務大臣臨時代理

國務大臣 林 芳正

○森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月二十八日

○森林法(昭和二十六年法律第三十一号) 第十九条第二項において準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、令和七年四月二十六日付けて次のように同法第十二条第一項の登録の更新を行つたので、同法第四十六条第一号に該当するものとして同条の規定に基づき公示する。

令和七年四月二十八日

○森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年四月二十八日

○森林法(昭和二十六年法律第三十一号) 第十九条第二項において準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、令和七年四月二十六日付けて次のように同法第十二条第一項の登録の更新を行つたので、同法第四十六条第一号に該当するものとして同条の規定に基づき公示する。

令和七年四月二十八日

一 保安林の所在場所 岩手県八幡平市瀬ノ沢五
六の三一 農林水産大臣臨時代理 国務大臣 福岡 資磨

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

(三) 及び樹種 次のとおりとする。

(四) 村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(五) その他

(六) その他

(七) その他

(八) その他

(九) その他

(十) その他

(十一) その他

(十二) その他

(十三) その他

(十四) その他

(十五) その他

(十六) その他

(十七) その他

(十八) その他

(十九) その他

(二十) その他

(二十一) その他

(二十二) その他

(二十三) その他

(二十四) その他

(二十五) その他

(二十六) その他

(二十七) その他

(二十八) その他

(二十九) その他

(三十) その他

(三十一) その他

(三十二) その他

(三十三) その他

(三十四) その他

(三十五) その他

一 保安林の所在場所 静岡県浜松市天竜区只来字持井沢二・一・二二二・二二三・二二四の一(以上四筆について次の図に示す部分に限る)、二二四の三、字ワレ岩二七一、二七二の一、二七二の三、二七二の四

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

(三) 及び樹種 次のとおりとする。

(四) 村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(五) その他

(六) その他

(七) その他

(八) その他

(九) その他

(十) その他

(十一) その他

(十二) その他

(十三) その他

(十四) その他

(十五) その他

(十六) その他

(十七) その他

(十八) その他

(十九) その他

(二十) その他

(二十一) その他

(二十二) その他

(二十三) その他

(二十四) その他

(二十五) その他

(二十六) その他

(二十七) その他

(二十八) その他

(二十九) その他

(三十) その他

(三十一) その他

(三十二) その他

(三十三) その他

(三十四) その他

(三十五) その他

(三十六) その他

(三十七) その他

(三十八) その他

(三十九) その他

(四十) その他

(四十一) その他

(参考)
株式会社U.L Japan の事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。
株式会社U.L Japan 本社(三重県伊勢市朝熊町四三八三番三二六)
株式会社U.L Japan 東京本社(東京都千代田区丸の内一丁目八番三号 丸の内トラストタワー本館六階)

登録の区分	国内登録検査機関
浴槽用温水循環器	株式会社U.L Japan
携帯用レーザー応用装置	株式会社U.L Japan

○ 國土交通省告示第三百四十三号		砂防法(明治三十年法律第二十九号) 第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。
令和七年四月二十八日	西浜沢	国土交通大臣臨時代理 国務大臣 浅尾慶一郎
二 砂防法第二条の土地の表示	一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称	二 砂防法第二条の土地の表示
静岡県伊豆市八木沢字城山裏及び字中大浦の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域	西浜沢	静岡県伊豆市八木沢字城山裏及び字中大浦の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域
一点 北緯三四度五三分三六秒八三三〇 東経一三八度四六分〇八秒六二四二	一点 北緯三四度五三分三六秒二五五五	一点 北緯三四度五三分三六秒八三三〇 東経一三八度四六分〇七秒一一二六
二点 北緯三四度五三分三六秒二五五五 東経一三八度四六分〇八秒三六三三	二点 北緯三四度五三分三三秒五五〇八 東経一三八度四六分〇六秒五五〇八	二点 北緯三四度五三分三三秒〇九六九 東経一三八度四六分〇四秒〇九六九
三点 北緯三四度五三分三三秒八八四二 東経一三八度四六分〇六秒三二七〇	三点 北緯三四度五三分三三秒六七八八 東経一三八度四六分〇五秒〇九〇六〇	三点 北緯三四度五三分三三秒二五二〇 東経一三八度四六分〇五秒七七三二
四点 北緯三四度五三分三三秒六七八八 東経一三八度四六分〇五秒〇九〇六〇	四点 北緯三四度五三分三三秒七一秒〇九〇 東経一三八度四六分〇五秒七七三二	四点 北緯三四度五三分三三秒七一秒〇九〇 東経一三八度四六分〇五秒七七三二
五点 北緯三四度五三分三三秒七一秒〇九〇 東経一三八度四六分〇五秒七七三二	五点 北緯三四度五三分三三秒七一秒〇九〇 東経一三八度四六分〇五秒七七三二	五点 北緯三四度五三分三三秒七一秒〇九〇 東経一三八度四六分〇五秒七七三二
六点 北緯三四度五三分三三秒七一秒〇九〇 東経一三八度四六分〇五秒七七三二	六点 北緯三四度五三分三三秒七一秒〇九〇 東経一三八度四六分〇五秒七七三二	六点 北緯三四度五三分三三秒七一秒〇九〇 東経一三八度四六分〇五秒七七三二
七点 北緯三四度五三分三三秒七一秒〇九〇 東経一三八度四六分〇五秒七七三二	七点 北緯三四度五三分三三秒七一秒〇九〇 東経一三八度四六分〇五秒七七三二	七点 北緯三四度五三分三三秒七一秒〇九〇 東経一三八度四六分〇五秒七七三二
八点 北緯三四度五三分三三秒七一秒〇九〇 東経一三八度四六分〇五秒七七三二	八点 北緯三四度五三分三三秒七一秒〇九〇 東経一三八度四六分〇五秒七七三二	八点 北緯三四度五三分三三秒七一秒〇九〇 東経一三八度四六分〇五秒七七三二
九点 北緯三四度五三分三三秒七一秒〇九〇 東経一三八度四六分〇五秒七七三二	九点 北緯三四度五三分三三秒七一秒〇九〇 東経一三八度四六分〇五秒七七三二	九点 北緯三四度五三分三三秒七一秒〇九〇 東経一三八度四六分〇五秒七七三二
十点 北緯三四度五三分三三秒七一秒〇九〇 東経一三八度四六分〇五秒七七三二	十点 北緯三四度五三分三三秒七一秒〇九〇 東経一三八度四六分〇五秒七七三二	十点 北緯三四度五三分三三秒七一秒〇九〇 東経一三八度四六分〇五秒七七三二
十一点 北緯三四度五三分三三秒七一秒〇九〇 東経一三八度四六分〇五秒七七三二	十一点 北緯三四度五三分三三秒七一秒〇九〇 東経一三八度四六分〇五秒七七三二	十一点 北緯三四度五三分三三秒七一秒〇九〇 東経一三八度四六分〇五秒七七三二
十二点 北緯三四度五三分三三秒七一秒〇九〇 東経一三八度四六分〇五秒七七三二	十二点 北緯三四度五三分三三秒七一秒〇九〇 東経一三八度四六分〇五秒七七三二	十二点 北緯三四度五三分三三秒七一秒〇九〇 東経一三八度四六分〇五秒七七三二
十三点 北緯三四度五三分三三秒七一秒〇九〇 東経一三八度四六分〇五秒七七三二	十三点 北緯三四度五三分三三秒七一秒〇九〇 東経一三八度四六分〇五秒七七三二	十三点 北緯三四度五三分三三秒七一秒〇九〇 東経一三八度四六分〇五秒七七三二

國土交通大臣臨時代理
國務大臣 浅尾慶一郎

越及び字竹ノ上の区域内の土地のうち、次の一
点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十

1 / 13

二 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

議案送付 程案（議院運営委員長提出）

久
職業上の安全及び健康並てに作業環境に関する
条約（第百五十五号）の締結について承認を求
める件
千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並
び当直の基準に関する国際条約の締結につい
て

規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

に関する法律の一部を改正する法律案（議院連帶
常委員長提出）

連合國の実施につき承認を求めるの件
海洋法に関する国際連合条約に基づくいすれの
国の管轄にも属しない区域における海洋の生物
の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協
定の締結について承認を求めるの件

國會事項

七点	北緯三三度三四分二十五秒八二八 東經三三一度一一分四七秒四七八五
八点	北緯三三度四分二六秒四一二三 東經三三一度一一分四七秒五〇四五
九点	北緯三三度二四分二六秒七三六六 東經一三一度一一分四八秒〇六六四
十点	北緯三三度二四分二七秒七二二〇 東經一三一度一一分四八秒一〇九一
十一点	北緯三三度二四分二九秒四一九六 東經一三一度一一分四八秒八三八二
十二点	北緯三三度二四分三〇秒〇三八四 東經一三一度一一分五〇秒四六九六
十三点	北緯三三度二四分三一秒三五二五 東經一三一度一一分五〇秒〇七四〇
六点	北緯三三度二四分二六秒六七八 東經一三一度一分四九秒八三五五
五点	北緯三三度二四分二四秒三三三四 東經一三一度一分四八秒七五九六
四点	北緯三三度二四分二四秒三六四七 東經一三一度一分四八秒三三四九
三点	北緯三三度二四分三一秒九五七一 東經一三一度一分四九秒八四九二
二点	北緯三三度二四分二九秒八七五三 東經一三一度一分五〇秒九五七一
一点	北緯三三度二四分三一秒三四〇 東經一三一度一分五〇秒四〇九四
○防衛省告示第七号	三点を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第千三百七十七号で指定した土地の区域を除く。）
○追加提供	一点 北緯三三度二四分三一秒三四〇
施設番号	陸上施設
施設名	キヤンブ・シュワ
所在地名	名護市
所有関係	国有
摘要	建物・約一二、〇〇〇平方メートル 工芸品等
令和七年四月二十八日	防衛大臣 中谷 元
六〇〇九	

質問書提出

四月二十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

NHKに関する質問主意書(矢崎堅太郎提出)

質問書転送
四月二十四日次の質問主意書を内閣に転送した。

マイナンバーカードの更新手続の存在が保険診療の円滑な受診を阻害する可能性等に関する質問主意書

再工賃課金に関する質問主意書

特定生殖補助医療に関する質問主意書

主意書

こども家庭科学研究の「精子又は卵子の第三者提供による生殖補助医療の適正な実施に向けた研究」に関する質問主意書

特定生殖補助医療に関する法律案に関する質問主意書

再工賃課金に関する法律案に関する質問主意書

報告書提出

四月二十四日委員長から次の報告書を提出了した。

船員法等の一部を改正する法律案(閣法第五八号)審査報告書

漁業災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第六号)審査報告書

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一号)審査報告書

下請金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案(閣法第四八号)公益通報者保護法の一部を改正する法律案(閣法第三二号)審査報告書

た次の内閣提出案を受領した。

下請金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案(閣法第四八号)公益通報者保護法の一部を改正する法律案(閣法第三二号)審査報告書

た。同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

下請金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案(閣法第四八号)公益通報者保護法の一部を改正する法律案(閣法第三二号)審査報告書

た。同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

下請金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案(閣法第四八号)公益通報者保護法の一部を改正する法律案(閣法第三二号)審査報告書

人事異動

内閣

内閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

記

1 推薦資格 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の事業主が加入している事業主の団体であって、茨城労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 推薦手続 推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。

3 推薦締切日 令和7年5月12日

4 推薦書及び添付書類提出先 茨城労働局労働基準部労災補償課
様式

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

団体名及びその代表者名

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

注)1 所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

2 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

(備考)

- 1 提出部数は正副2通とすること。
- 2 履歴書2通を添付すること。

今般、広島労働局の関係事業主を代表する者中野博之の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行

令（昭和31年政令第248号）第2条第1項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和7年4月28日

厚生労働大臣 福岡 資麿
記

1 推荐資格 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の事業主が加入している事業主の団体であって、広島労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2 推荐手続 推荐に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。
3 推荐締切日 令和7年5月12日
4 推荐書及び添付書類提出先 広島労働局労働基準部労災補償課

様式

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

団体名及びその代表者名

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

注)1 所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

2 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

(備考)

- 1 提出部数は正副2通とすること。
- 2 履歴書2通を添付すること。

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年4月28日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣 浅尾慶一郎

種	類	実施時期	団名	縮尺レベル
電子地形図50000		令和7年	鬼別	50000
"		"	浜頓別	"
"		"	上猿払	"
"		"	沢木	"
"		"	紋別	"
"		"	興部	"
"		"	中湧別	"
"		"	上渚滑	"
"		"	滝上	"
"		"	鮭ヶ崎	"
"		"	霞露ヶ岳	"
"		"	田老	"
"		"	大川	"
"		"	外山	"
"		"	宮古	"
"		"	川井	"
"		"	早池峰山	"
"		"	大槌	"
"		"	土淵	"
"		"	大迫	"
"		"	榛名山	"
"		"	軽井沢	"
"		"	上田	"
"		"	富岡	"
"		"	御代田	"
"		"	小諸	"
"		"	和田	"
"		"	万場	"
"		"	十石峠	"
"		"	蓼科山	"
"		"	諫訪	"
"		"	三峰	"
"		"	金峰山	"
"		"	八ヶ岳	"
"		"	高遠	"
"		"	丹波	"
"		"	御岳昇仙峡	"
"		"	韋嶺	"
"		"	市野瀬	"
"		"	都留	"

備考 地図の提供開始日 令和7年4月30日

種類

- 基盤地図情報
 - ・測量の基準点
 - ・海岸線
 - ・行政区画の境界線及び代表点
 - ・道路線
 - ・軌道の中心線
 - ・標高点

実施時期
令和6年
度

区域
全国

摘要
令和7年3月版

" 甲府
" 鰐沢
" 大河原
" 山中湖
" 富士山
" 身延
" 赤石岳
" 赤穂
" 上松
" 加子母
" 飯田
" 妻籠
" 付知
" 時又
" 中津川
" 恵那
" 久万
" 大洲
" 伊予長浜
" 桜原
" 卵之町
" 八幡浜
" 伊予三崎
" 光
" 野島
" 宇部東部
" 宇部
" 姫島
" 菩島
" 一子瀬
" 窪川
" 土佐佐賀
" 田野々
" 宇和島
" 伊予高山
" 大用
" 岩松
" 魚神山

- ・水涯線
- ・建築物の外周線
- ・市町村の町若しくは字の境界線及び代表点
- ・街区の境界線及び代表点

備考 地図の提供開始日 令和7年4月30日

上記の基盤地図情報は、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第2項及び地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第18条第2項に基づき、インターネットによる無償提供を行う。新たに基本測量の測量成果を得た区域は、国土地理院基盤地図情報サイト（<https://www.gsi.go.jp/kiban/>）において供する。

最終地図監修者

井端の筆の母語は日本語で本圖は日本語の仕事です。
これを証明する。
令和7年4月11日
近藤大田 織木 鑑作
住所 群馬県高崎市
ドアン・パン・タン 昭和59年10月20日生
ドアン・ハイ・AIN 昭和24年8月8日生
ドアン・ミン・カン 平成26年11月4日生
ドアン・ラン・ミー 令和5年2月24日生
住所 大阪府岸和田市
マリア・テレサ・トーレス・サトウ 平成4年
12月4日生
住所 沖縄県豊見城市
呂清源 昭和63年9月12日生
住所 東京都豊島区
王斯琪 平成3年5月3日生
住所 千葉県船橋市
江帆洋 平成6年1月10日生
住所 東京都西東京市
王博 平成元年5月16日生
住所 大阪府東大阪市
洪榮訓 昭和55年2月6日生
住所 東京都足立区
龔醒豪 昭和56年6月10日生
住所 東京都武藏野市
張雅芬 昭和55年7月26日生
住所 大阪市中央区
鄭兆廷 平成5年1月8日生
住所 埼玉県川口市
スリヤ・バラカス・スレスタ 平成6年8月4日生
住所 奈良県磯城郡川西町
マルビツク・バクチュアン・マエハラ 昭和37年9月13日生

住所 兵庫県高砂市
申寅湜 平成3年4月8日生
住所 東京都江東区
尹隼一郎 平成15年6月14日生
住所 東京都多摩市
曹玉娟 昭和32年7月1日生
住所 東京都西東京市
俞小燕 平成3年6月12日生
住所 東京都品川区
メアリーメイズ・ファムケ・バスマヨル・トラ
ハ・ゴウシュウ 平成3年4月2日生
住所 東京都調布市
陳淑楠 昭和54年12月27日生
陳思霏 平成27年8月5日生
住所 東京都羽村市
モハンマド・カイオ・モラ 平成15年7月31日
生
サリム・ビニシウス・モラ 平成18年4月5日
生
住所 三重県鈴鹿市
ルスタム・バブ・ライ 平成5年5月2日生
ニサ・ライ 平成7年12月15日生
ユウセイ・ライ 令和5年1月5日生
住所 東京都中野区
朴珠美 昭和40年5月15日生
住所 東京都中央区
王曉冬 昭和49年6月12日生
王佑佳 平成17年2月22日生
王佑心 平成18年10月16日生
住所 東京都練馬区
羅太順 昭和60年1月13日生
住所 東京都練馬区
黃冕 昭和57年3月27日生
宋菁 昭和57年8月10日生
黃一諾 平成24年4月19日生

住所 東京都豊島区
馬培金 昭和43年12月8日生
張栄 昭和44年5月30日生
馬銘浩 平成18年9月30日生
住所 東京都中野区
ニルマル・ケー・シー 平成8年4月11日生
住所 東京都中野区
イマン・バローミ 平成3年2月18日生
住所 東京都杉並区
ジャヤセカラ・カットタ・ラララゲ・アビセック・イシャン・ジャヤセカラ 平成9年5月11日生
住所 東京都八王子市
張巍 昭和49年12月6日生
住所 大阪府東大阪市
全俊禹 昭和63年9月10日生
住所 京都市伏見区
アミト・ハサン 平成7年3月14日生
住所 大阪市西区
レナード 平成7年3月20日生
住所 東京都足立区
シリワルデナ・ルクシニ・ナヨミカ 平成7年5月13日生
住所 東京都杉並区
江海婷 昭和59年6月25日生
住所 東京都町田市
デニス・ケイ・キムラ 昭和59年7月27日生
ブルナ・ミチエ・ヒガ・キムラ 平成3年7月27日生
住所 東京都杉並区
鄒纓 昭和43年8月30日生
唐子舒 平成16年12月24日生
住所 東京都港区
劉東興 平成6年4月18日生
住所 東京都大田区
スマン・カトリ 平成3年12月13日生
マンディラ・カルキ 平成4年5月11日生
住所 東京都豊島区
高紅娟 昭和46年10月27日生
湯悠那 平成20年2月14日生
湯逸那 平成22年6月18日生
住所 名古屋市熱田区
金梓 平成9年9月24日生
住所 東京都三鷹市
宋貴文 平成3年5月28日生
住所 東京都江戸川区
ティン・メイ・ライン 平成2年12月26日生

住所 東京都小金井市
ミヤツ・トウ 平成元年6月23日生
住所 愛知県岩倉市
リカ・ケリー・カタギリ 平成11年2月3日生
リアナ・カタギリ 令和3年6月4日生
住所 名古屋市緑区
ブリシラ・メグミ・ヨコバタケ 平成9年6月20日生
住所 愛知県豊田市
王定坤 平成8年8月6日生
住所 京都市下京区
何鴻軒 平成11年7月13日生
住所 千葉県市川市
孫沖 昭和56年9月6日生
孫樂辰 平成24年8月19日生
住所 東京都板橋区
キン・ミヤ・トウ 平成4年4月19日生
住所 東京都練馬区
鄭妍 昭和58年11月2日生
胡家文 令和4年12月31日生
住所 東京都江戸川区
ヘマントクマル・バサントラオ・バグル 昭和49年12月28日生
ミラ・シャンカル・シンディ 昭和51年11月5日生
ジャヌビ・ヘマントクマル・バグル 平成18年1月25日生
住所 東京都豊島区
臧之豪 平成6年4月3日生
住所 東京都豊島区
キショル・グルン 昭和60年7月20日生

公 取

社会保険労務士懲戒処分公告

下記の者については、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第25条の3の規定に基づき、令和7年3月27日失格処分を行ったので、同法第25条の5の規定に基づき、公告する。

令和7年4月28日

厚生労働大臣 福岡 資麿

記
社会保険労務士 宮崎 澤
事務所の名称 宮崎経営労務管理事務所
事務所の所在地 静岡県浜松市中央区西伊場町50-33

社会保険労務士登録番号 第22080052号

懲戒処分の対象となった行為 社会保険労務士の業務の停止処分の期間中に社会保険労務士の業務を行ったこと

社会保険労務士懲戒処分公告

下記の者については、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第25条の3の規定に基づき、令和7年3月26日から3か月の社会保険労務士の業務の停止の処分を行ったので、同法第25条の5の規定に基づき、公告する。

令和7年4月28日

厚生労働大臣 福岡 資麿
記

社会保険労務士 金木 正一

事務所の名称 金木社会保険労務士事務所
事務所の所在地 富山県富山市秋吉新町12-22
社会保険労務士登録番号 第16130011号

懲戒処分の対象となった行為 社会保険労務士でない者に自己の名義で社会保険労務士の業務を行わせたこと

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年4月28日

中国地方整備局長 林 正道

1 処分をした年月日 令和7年4月7日
2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 株式会社石田コーポレーション 石田 遼馬 鳥取県米子市米原8-1-32 国土交通大臣許可（般一5）第24963号

3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（板金工事業及び防水工事業に関する一般建設業の許可）

4 処分の原因となった事実 令和7年4月2日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年4月28日

中国地方整備局長 林 正道

1 処分をした年月日 令和7年4月7日
2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 アイサワ工業株式会社 逢澤 寛人 岡山県岡山市北区表町1-5-1 國土交通大臣許可（特一2）第4120号
3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）

4 処分の原因となった事実 令和7年4月7日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第30077号

千葉県船橋市習志野台2-5-18音羽ビル2階船橋・習志野台法律事務所

申立人 中村 亮

本籍宮城県伊具郡丸森町金山字坂町10番地1、最後の住所千葉県船橋市金杉9丁目14番16号金杉ハイツ103号、死亡の場所千葉県船橋市、死亡年月日令和5年9月11日、出生の場所宮城県伊具郡金山町、出生年月日昭和13年7月11日、職業無職

被相続人 亡 伊藤 昭三

事務所千葉県船橋市習志野台2-5-18音羽ビル2階船橋・習志野台法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中村 亮

催告期間満了日 令和7年12月4日

千葉家庭裁判所市川出張所

令和6年(家) 第73351号
東京都大田区新蒲田1丁目18番22号
申立人 東京都大田都税事務所長
本籍茨城県結城郡八千代町大字水口408番地、最後の住所東京都大田区西蒲田7丁目50番2-808号西蒲田ロイヤルハイツ、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日令和3年2月24日、出生の場所茨城県結城郡下結城村、出生年月日昭和11年11月21日、職業不明
被相続人 亡 中茎 さく
事務所東京都中央区日本橋兜町20-5兜町八千代ビルディング2階 パークス法律事務所
相続財産清算人 弁護士 望月浩一郎
催告期間満了日 令和7年12月1日
東京家庭裁判所

令和6年(家) 第73443号
千葉県八街市八街ろ31番地93
申立人 富樫 鉄平
本籍東京都豊島区南大塚1丁目1646番地、最後の住所東京都豊島区長崎2丁目3番25号コーポ・ニイクラ2F、死亡の場所東京都豊島区、死亡年月日推定令和2年8月5日、出生の場所豊島区、出生年月日昭和42年5月3日、職業会社員
被相続人 亡 富樫 城一
事務所東京都千代田区東神田1丁目5番2号黒崎ビル9階 わかぎ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 有坂 秀樹
催告期間満了日 令和7年12月1日
東京家庭裁判所

令和7年(家) 第70169号
東京都板橋区徳丸5丁目31番6号
申立人 安井 忠伸
本籍東京都品川区南品川5丁目1547番地、最後の住所東京都板橋区大原町6番8号 サニーヒル板橋、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日令和6年11月3日、出生の場所台灣台北市、出生年月日昭和16年12月3日、職業無職
被相続人 亡 小林 勝
事務所東京都千代田区有楽町2丁目10番1号東京交通会館11階 銀座第一法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大谷 郁夫
催告期間満了日 令和7年12月1日
東京家庭裁判所

令和7年(家) 第70498号
東京都墨田区東向島2丁目36番10号
申立人 東京東信用金庫
本籍東京都江東区北砂1丁目396番地、最後の住所東京都江東区北砂1丁目15番7号、死亡の場所東京都江東区、死亡年月日令和3年4月17日、出生の場所東京都江東区、出生年月日昭和34年4月5日、職業法人代表者
被相続人 亡 大塚 昭治
事務所東京都千代田区麹町3丁目3番8号麹町センターブレイス2階 鈴木総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 鈴木 洋子
催告期間満了日 令和7年12月1日
東京家庭裁判所

令和7年(家) 第90203号
東京都府中市日新町5-67-13
申立人 澤井小次郎
本籍東京都府中市白糸台1丁目57番地の3、最後の住所東京都府中市日新町3丁目34番地の1 光日新B棟、死亡の場所東京都府中市、死亡年月日令和4年12月15日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和34年7月10日、職業無職
被相続人 亡 小林 典子
事務所東京都千代田区内幸町2丁目2番2号富国生命ビル 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
相続財産清算人 弁護士 落合 孝文
催告期間満了日 令和7年11月10日
東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家) 第90204号
東京都三鷹市井の頭4丁目16番6-408号
申立人 牧田 渉
本籍東京都三鷹市上連雀5丁目698番地、最後の住所東京都三鷹市上連雀5丁目27番23号、死亡の場所東京都三鷹市、死亡年月日令和7年1月16日、出生の場所東京都北多摩郡三鷹町、出生年月日昭和22年1月3日、職業無職
被相続人 亡 高橋 正巳
事務所東京都新宿区市谷本村町2番11号外濠スカイビル5階 四谷外濠法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小川 宏
催告期間満了日 令和7年11月10日
東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家) 第90205号
東京都町田市小川4丁目5番地21
申立人 廣川正一郎
本籍東京都町田市西成瀬1丁目2712番地12、最後の住所東京都町田市西成瀬1丁目4番14号、死亡の場所神奈川県大和市、死亡年月日令和6年11月29日、出生の場所哈爾浜市、出生年月日昭和11年6月24日、職業無職
被相続人 亡 千葉 壽男
事務所東京都八王子市明神町2丁目27番6号文秀ビル5階 弁護士法人ひまわりパートナーズ八王子ひまわり法律事務所
相続財産清算人 弁護士 古川健太郎
催告期間満了日 令和7年11月10日
東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家) 第3040号
埼玉県川口市大字芝3894番地の1
申立人 橋本 英之
本籍神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1473番地8、最後の住所神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1473番地の8、死亡の場所神奈川県足柄下郡湯河原町、死亡年月日平成30年3月17日、出生の場所富山県下新川郡生地町、出生年月日昭和21年8月15日、職業不詳
被相続人 亡 奥山 重明
事務所神奈川県足柄下郡湯河原町土肥1-10-2 ダイアパレスST1階 湯河原法律事務所
相続財産清算人 弁護士 林 英一郎
催告期間満了日 令和7年11月20日
横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家) 第3072号
神奈川県小田原市南町4丁目4番39-10号
申立人 日向野泰裕
本籍神奈川県小田原市桑原1090番地、最後の住所神奈川県小田原市曾我岸148番地永耕園、死亡の場所神奈川県小田原市、死亡年月日令和6年12月12日、出生の場所神奈川県小田原市、出生年月日昭和30年5月18日、職業無職
被相続人 亡 杉本 恵子
事務所神奈川県厚木市栄町1丁目16番12号リアライズ厚木ビル503号室 さかえ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 林 志保
催告期間満了日 令和7年11月10日
横浜家庭裁判所小田原支部

令和6年(家) 第8090号
石川県輪島市町野町曾々木ア部24番1地
申立人 佐竹 秀文
本籍石川県輪島市町野町舞谷二部8番地、最後の住所石川県輪島市町野町栗藏白山田3番地、死亡の場所石川県七尾市、死亡年月日令和6年6月17日、出生の場所石川県輪島市、出生年月日昭和23年9月18日、職業無職
被相続人 亡 宮下 慎一
事務所石川県金沢市尾張町1丁目7番1号山崎法律事務所
相続財産清算人 弁護士 松本 哲哉
催告期間満了日 令和7年11月14日
金沢家庭裁判所輪島支部

令和7年(家) 第5009号
東京都中野区本町2丁目46番1号
申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
本籍長野県上田市常磐城668番地1、最後の住所長野県上田市保野1150番地3、死亡の場所長野県上田市、死亡年月日令和6年5月28日から30日頃、出生の場所長野県上田市、出生年月日昭和28年3月30日、職業不明
被相続人 亡 滝澤 賢一
事務所長野県上田市中央1丁目2番3号
相続財産清算人 司法書士 宮入 健介
催告期間満了日 令和7年11月7日
長野家庭裁判所上田支部

令和7年(家) 第20033号
浜松市中央区館山寺町666番地1
申立人 松尾 厚
本籍静岡県浜松市中央区白洲町3527番地、最後の住所浜松市中央区桜台6丁目5番21号、死亡の場所静岡県浜松市浜名区、死亡年月日令和6年11月11日、出生の場所静岡県浜名郡北庄内村、出生年月日昭和22年7月29日、職業無職
被相続人 亡 松尾 銳
浜松市中央区中央3丁目7番10号 セントラルプラザ21 5階 浜松中央法律事務所
相続財産清算人 弁護士 和光 学
催告期間満了日 令和7年11月30日
静岡家庭裁判所浜松支部

令和7年(家)第3007号
静岡県掛川市掛川910番地の1
申立人 社会福祉法人掛川市社会福祉協議会
本籍静岡県掛川市大渕11679番地、最後の住所静岡県掛川市大渕11679番地、死亡の場所静岡県掛川市、死亡年月日令和6年12月24日、出生の場所静岡県小笠郡横須賀町、出生年月日昭和3年3月26日、職業無職
被相続人 亡 櫻田 ふみ
静岡県浜松市中央区中央1丁目3番6号 浜松イーストセブン204号 山崎法律事務所
相続財産清算人 弁護士 村上亜喜央
催告期間満了日 令和7年11月17日
静岡家庭裁判所掛川支部

令和7年(家)第7080号
名古屋市千種区唐山町2丁目8
申立人 吉田 亮一
本籍名古屋市中川区山王3丁目1405番地、最後の住所名古屋市西区中小田井1丁目156番地 コーポレーションすみれ203号、死亡の場所名古屋市西区、死亡年月日令和6年7月21日頃から31日頃までの間、出生の場所名古屋市中川区、出生年月日昭和22年8月6日、職業不明
被相続人 亡 吉田 省二
事務所愛知県大府市東新町3丁目94 フルーラ共和1階B 共和法律事務所
相続財産清算人 弁護士 筒井 邦生
催告期間満了日 令和7年11月18日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第2019号
滋賀県草津市大路2丁目15番13号
申立人 中村 莊治
本籍京都府京都市左京区岡崎西福ノ川町1番地、最後の住所滋賀県湖南市針1325番地、死亡の場所滋賀県湖南市、死亡年月日令和6年12月28日、出生の場所京都府京都市東山区、出生年月日昭和22年5月22日、職業無職
被相続人 亡 山田 圭子
滋賀県大津市中央3-4-28第式ワークスワン202 すみれ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 西川真美子
催告期間満了日 令和7年12月2日
大津家庭裁判所

令和7年(家)第80215号
大阪市北区中之島1丁目3番20号
申立人 大阪市

本籍京都府相良郡南山城村大字北大河原小字小休場6番地、最後の住所大阪市天王寺区玉造本町8番9号ノバカネイチ真田山Ⅱ番館401号、死亡の場所大阪府大阪市天王寺区、死亡年月日推定平成28年8月22日、出生の場所京都府相楽郡大河原村、出生年月日昭和8年2月28日、職業不明
被相続人 亡 西上 宇一
大阪市北区西天満5丁目10番17号西天満パークビル6階
相続財産清算人 弁護士 鈴木 麻友
催告期間満了日 令和7年12月4日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80289号
大阪府寝屋川市高柳7-17-2
申立人 大山 昭治
本籍大阪府高槻市南芥川町18番、最後の住所大阪府高槻市南芥川町18番19号、死亡の場所大阪府高槻市、死亡年月日推定令和6年8月11日、出生の場所大阪府大阪市此花区、出生年月日昭和40年9月11日、職業無職
被相続人 亡 今村 耕治
大阪市北区西天満5丁目1番19号 高木ビル3階
相続財産清算人 弁護士 池田 猛
催告期間満了日 令和7年12月4日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80337号
大阪府門真市大池町23番23-3号
申立人 阿部 広美
本籍大阪府守口市佐太東町1丁目163番地、最後の住所大阪府門真市大池町23番23-3号、死亡の場所大阪府守口市、死亡年月日令和6年4月27日、出生の場所大阪府門真市、出生年月日昭和44年9月7日、職業会社役員
被相続人 亡 阿部 弘幸
大阪市中央区道修町3丁目1番6号 K. シオノビル2階
相続財産清算人 弁護士 森内 彩子
催告期間満了日 令和7年12月4日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第4045号
東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
申立人 株式会社三菱UFJ銀行

本籍大阪府河内長野市旭ヶ丘30番、最後の住所大阪府河内長野市旭ヶ丘30番18号、死亡の場所大阪府河内長野市、死亡年月日令和6年3月21日、出生の場所和歌山県伊都郡信太村、出生年月日昭和22年9月22日、職業不明
被相続人 亡 前田 穎造
事務所大阪市中央区北浜2-1-3 北浜清友会館ビル7階
相続財産清算人 弁護士 奥山 隆輔
催告期間満了日 令和7年11月18日
大阪家庭裁判所堺支部

令和7年(家)第40159号
横浜市中区桜木町1丁目1番地
申立人 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会
本籍神奈川県横浜市西区岡野1丁目18番地、最後の住所横浜市緑区三保町881番地2 フォーシーズンズヴィラこもれび、死亡の場所神奈川県横浜市緑区、死亡年月日令和6年7月23日、出生の場所神奈川県横浜市神奈川区、出生年月日昭和10年6月27日、職業無職
被相続人 亡 大家 久幸
事務所横浜市中区本町4-36朝日生命横浜本町ビル5階
相続財産清算人 弁護士 佐野 高王
催告期間満了日 令和7年12月12日
横浜家庭裁判所

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和7年(家)第164号
山梨県甲府市平瀬町3170番地36 2-101
申立人 岡田 紀代
本籍山梨県甲府市草鹿沢町267番地、最後の住所山梨県甲斐市志田73番地1
不在者 岡田 博男
大正10年7月16日生
届出期間満了日 令和7年8月8日
甲府家庭裁判所

令和7年(家)第63号
北海道札幌市中央区南二十七条西8丁目1-23
申立人 古川 香

本籍北海道札幌市南区石山一条7丁目20番、最後の住所大阪府茨木市以下不詳
不在者 古川 勝夫
昭和24年11月10日生
届出期間満了日 令和7年8月6日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第584号
大阪府富田林市藤沢台1丁目1番319-302号
申立人 棚橋 宏美
本籍大阪府大阪市北区長柄中3丁目7番地、最後の住所大阪府大阪市北区長柄中3丁目8番16号
不在者 小原 徳榮
大正10年3月14日生
届出期間満了日 令和7年8月4日
大阪家庭裁判所

令和6年(家)第1410号
兵庫県明石市魚住町清水359番地の1サニーパークE棟101号
申立人 魚井 真弓
本籍兵庫県神戸市兵庫区中道通4丁目1番地2、最後の住所兵庫県神戸市兵庫区会下山町1丁目34番地
不在者 原 勝彦
昭和12年10月25日生
届出期間満了日 令和7年8月12日
神戸家庭裁判所

令和6年(家)第1135号
福岡県福岡市城南区南片江2-15-5-101
申立人 小山 弘子
本籍福岡県福岡市早良区有田4丁目624番地10、最後の住所福岡県福岡市早良区田村3丁目31番4-105号
不在者 柴田 和弘
昭和10年3月12日生
届出期間満了日 令和7年8月29日
福岡家庭裁判所

令和6年(家)第3975号
大阪府池田市石橋1丁目22-12-104
申立人 亡山田昭子承継人田中啓典
本籍京都府京都市山科区日ノ岡鴨土町5番地、最後の住所大阪府大阪市淀川区田川1丁目5番14-405号
不在者 山田 浩一
昭和6年1月24日生
届出期間満了日 令和7年8月4日
大阪家庭裁判所

令和6年(家)第3976号
大阪府池田市石橋1丁目22-12-104
申立人 亡山田昭子承継人田中啓典
本籍東京都港区六本木7丁目37番地、最後の住所大阪府大阪市淀川区田川1丁目5番14-405号
不在者 山田 定雄
昭和13年2月1日生
届出期間満了日 令和7年8月4日
大阪家庭裁判所

失踪宣告

令和6年(家)第277号
本籍鹿児島県出水市下知識町950番地、最後の住所千葉県白井市清水口1丁目5番4棟504号
不在者 江口 雄
昭和59年11月13日生
令和7年4月4日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所佐倉支部裁判所書記官

令和6年(家)第140号
本籍沖縄県島尻郡大里村字板良敷384番地、最後の住所沖縄県島尻郡大里村字板良敷384番地
不在者 伊良皆カマド
大正元年10月19日生
令和7年4月3日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第1192号
本籍東京都板橋区大和町10番地、最後の住所東京都板橋区大和町10-1 701号
不在者 小池 伸枝
昭和47年3月16日生
令和7年4月5日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第6000号
国籍台湾、最後の住所東京都杉並区高円寺町6丁目649番地
不在者 王 接添
西暦1916年2月18日生
令和7年4月2日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第373号
本籍静岡県浜松市浜名区新原2514番地、最後の住所静岡県浜松市浜名区新原2514番地
不在者 鈴木千代子
昭和16年1月30日生
令和7年4月3日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所浜松支部裁判所書記官
令和6年(家)第530号
本籍広島県世羅郡世羅町大字田打828番地、最後の住所大阪府堺市北清水町3丁1072番10号
不在者 後呂 義則
昭和19年1月21日生
令和7年4月1日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所堺支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和6年(へ)第1号

札幌市東区東苗穂2条3丁目2番15号
申立人 北海道日野自動車株式会社
代表者代表取締役 平井 孝
権利を争う旨の申述の終期 令和7年3月28日
令和7年4月8日 苦小牧簡易裁判所

(別紙)目録

約束手形 1通

手形番号 HA 73347

金額 982,036円

支払期日 令和7年3月6日

支払地 北海道苦小牧市

支払場所 株式会社北海道銀行苦小牧支店

振出日 令和6年10月25日

振出地 北海道苦小牧市

振出人 工藤建材工業株式会社 代表取締役

工藤 支則

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和6年(へ)第36号

大阪市北区菅栄町1番20号
申立人 大日運輸株式会社
代表者代表取締役 石井 肇
権利を争う旨の申述の終期 令和7年4月8日
令和7年4月10日 大阪簡易裁判所

(別紙)目録
約束手形 1通
手形番号 S 243991
金額 261,000円
支払期日 令和6年12月31日
支払地 大阪市
支払場所 三井住友銀行堂島支店
振出日 令和6年8月20日
振出地 白地
振出人 株式会社樫野 取締役社長 井上 龍
三
受取人 申立人
最終所持人 申立人

令和6年(へ)第1号

宮崎県延岡市浜砂2丁目21番13号
申立人 有限会社セフティ宮崎
代表者代表取締役 宮本 篤
権利を争う旨の申述の終期 令和7年3月31日
令和7年4月8日 日向簡易裁判所

(別紙)目録

約束手形 1通

手形番号 AA D 0324

金額 269,588円

支払期日 令和7年1月20日

支払地 宮崎県日向市

支払場所 株式会社宮崎銀行日向東支店

振出日 令和6年9月25日

振出地 宮崎県日向市

振出人 株式会社キヨモトテックイチ 代表取締役 清本 康夫
受取人 申立人
最終所持人 申立人

令和6年(へ)第1号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

静岡県藤枝市南駿河台4丁目15番7号

申立人 坂部 秀行

権利の届出の終期 令和7年4月4日

令和7年4月7日 島田簡易裁判所

(別紙)目録
(1)土地
所在 牧之原市相良字南側
地番 50番1
地目 宅地
地積 241.81平方メートル
(2)登記年月日番号 挂川区裁判所相良出張所明治32年9月2日受付第353号
(3)登記した権利の内容
登記の目的 地上権設定
原因 明治32年9月1日設定
目的 建物所有
存続期間 明治32年9月1日から明治41年8月31日まで9年
地代 1年金10円
支払期 每年12月25日
地上権者 森原郡菅山村菅ヶ谷50番地
植田重郎平

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第2430号

東京都台東区東上野3丁目15番12号
債務者 株式会社シティアイ
代表者代表取締役 宮川 治人
1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 青木 智子
4 破産債権の届出期間 令和7年5月15日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2431号

東京都台東区東上野3丁目15番12号
債務者 株式会社シティアイナーシングサービス
代表者代表取締役 宮川 治人
1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 青木 智子
4 破産債権の届出期間 令和7年5月15日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2528号 東京都中央区日本橋人形町3丁目3番6号 債務者 株式会社中越 代表者代表取締役 松本 一茂 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 香川 美加 4 破産債権の届出期間 令和7年5月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月25日午前11時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第39号 福島県伊達市荒町45番地25 債務者 株式会社グリーンファントム 代表者代表取締役 松橋 浩 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 貴洋 4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午前11時 福島地方裁判所	令和7年(フ)第186号 神奈川県小田原市栄町2丁目12番3号サングレイス小田原313号 債務者 オフィスおね合同会社 代表者代表社員 堀田 一成 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 服子 4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前10時30分 横浜地方裁判所小田原支部民事部	1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森本 真仁 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午前10時30分 岐阜地方裁判所多治見支部
令和7年(フ)第248号 千葉県松戸市大谷口63番地の22 債務者 株式会社CHATEO 代表者代表取締役 安生 俊一 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷生 泰斗 4 破産債権の届出期間 令和7年5月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後1時10分 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第230号 川崎市麻生区虹ヶ丘2丁目2番15-102号 債務者 C A T 株式会社 代表者代表取締役 石山 茂人 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横田 朋佳 4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午前10時 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(フ)第16号 鹿児島県鹿屋市寿6丁目1番10号ロータスA203号 債務者 重久 勝 1 決定年月日時 令和7年4月17日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩井 作太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後2時 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係	令和7年(フ)第68号 奈良市三碓6丁目10番45号 債務者 株式会社パワーライフコーポレーション 代表者代表取締役 水島 和範 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北岡 秀晃 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前11時30分 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第14号 山形県鶴岡市宝田3丁目18番40号 債務者 株式会社コンマ製作所 代表者代表取締役 森 正志 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 日詰 直史 4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午後1時30分 山形地方裁判所鶴岡支部	令和7年(フ)第353号 東京都荒川区南千住4丁目7-3-708 債務者 渡邊 稔 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松谷 美和 4 破産債権の届出期間 令和7年5月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月3日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第299号 広島市中区大手町3丁目8番1号大手町中央ビル12F 債務者 ソルポート株式会社 代表者代表取締役 半野 陽大 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 爲末 和政 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午前10時30分 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第46号 群馬県館林市苗木町2642番地の1 債務者 株式会社クロサカ製作所 代表者代表取締役 黒坂 竜一 1 決定年月日時 令和7年4月17日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中山 弓子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後2時45分 前橋地方裁判所太田支部
令和7年(フ)第15号 山形県鶴岡市宝田3丁目18番40号 債務者 ヤナセ産業機器販売株式会社 代表者代表取締役 森 正志 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 日詰 直史 4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午後2時30分 山形地方裁判所鶴岡支部	令和7年(フ)第105号 静岡県浜松市中央区和合町315番地の1470 債務者 合同会社カラソコ縁 代表社員 石川 和子 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 美和 繁男 4 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午後3時 静岡地方裁判所浜松支部破産係	令和7年(フ)第107号 福岡県みやま市瀬高町高柳870番地1 債務者 株式会社愛菜華田中ファーム 代表者代表取締役 田中 稔久 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鐘ヶ江聖一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午前10時20分 福岡地方裁判所久留米支部	令和7年(フ)第281号 大阪府松原市一津屋3丁目8番27号 債務者 株式会社川村商店 代表者代表取締役 川村 浩祐 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡邊 一誠 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前10時 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第623号	1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹田 寛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午前10時 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第46号	1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤本 佳大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午後1時30分 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第61号	1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中川 源力 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月30日午後1時30分 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第43号	1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 和香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月12日午後1時35分 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第100号	1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 塩路 広海 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月25日午後1時30分 大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第438号	1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池上 雅弘 4 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午後3時30分 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第29号	1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 善晶 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月30日午後1時30分 富山市太田2257番地2
令和7年(フ)第277号	1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川島 泰士 4 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後1時15分 青森県五所川原市みどり町5丁目3番地 県営住宅7-2-2、旧住所青森県五所川原市大字稻実字米崎65番地31
令和7年(フ)第165号	1 決定年月日時 令和7年6月26日まで 富山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第180号	1 決定年月日時 令和7年4月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鍋嶋 正明 4 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後2時 青森地方裁判所五所川原支部破産係
令和7年(フ)第203号	1 決定年月日時 令和7年6月27日まで 神奈川県厚木市上依知2651番地18
	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒澤 英子 4 破産債権の届出期間 令和7年5月27日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第90号 群馬県前橋市市之関町352番地 債務者 小堀 恒子 1 決定年月日時 令和7年4月17日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中田 太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年5月29日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月8日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和7年(フ)第280号 千葉県我孫子市下ヶ戸232番地の4(101号) ラグーナC 債務者 坪内 礼奈 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 塩川 遼 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月30日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第231号 川崎市麻生区虹ヶ丘2丁目2番15-102号 債務者 石山 茂人 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横田 朋佳 4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月22日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(フ)第198号 神戸市垂水区千代が丘1丁目6番41号、従前の住所神戸市西区玉津町今津575番地の9 債務者 松本 直樹 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢形幸之助 4 破産債権の届出期間 令和7年5月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前10時45分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
令和7年(フ)第91号 群馬県前橋市市之関町352番地 債務者 小堀 正一 1 決定年月日時 令和7年4月17日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中田 太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年5月29日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月8日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和6年(フ)第816号 川崎市宮前区宮前平1丁目4番地39 エムロード宮崎台 206 債務者 一杉 学 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大橋 賢也 4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月2日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(フ)第217号 川崎市高津区千年854番地 ナイスステージ武蔵新城 105 債務者 副島 泰訓 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久貝 仁 4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月20日午後2時10分 6 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(フ)第51号 鳥取県鳥取市徳尾88番地1 ツインヒルズB 202号、旧住所鳥取県鳥取市緑ヶ丘2丁目650番地6 エスボワール2号 債務者 平家 洋介 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 磯部 紗希 4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前11時15分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
令和7年(フ)第2413号 東京都北区志茂5丁目38-12 債務者 ムナワー ムハマド モアザム 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村上 達明 4 破産債権の届出期間 令和7年5月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月20日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 東京地方裁判所民事部第20部	令和7年(フ)第249号 千葉県松戸市大谷口63番地の22 債務者 安生 俊一 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷生 泰斗 4 破産債権の届出期間 令和7年5月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月7日午後1時10分 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第110号 新潟市中央区鳥屋野1丁目34番22号 債務者 高田 健 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒沼 有紗 4 破産債権の届出期間 令和7年5月29日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月24日午後2時10分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。	令和7年(フ)第18号 岐阜県加茂郡白川町切井1199番地2 債務者 小栗 良夫 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 水野 将也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 岐阜地方裁判所御嵩支部
令和7年(フ)第114号 川崎市中原区下沼部1915番地 エスペランスR 301 債務者 秋山 朋也 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 本田 正男 4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月24日前10時10分 6 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(フ)第233号 川崎市中原区新城5丁目2番10号 斎藤ビル205 債務者 山村 紹平 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村上 裕一 4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日まで 新潟地方裁判所民事部		

令和7年(フ)第84号

福岡県久留米市野伏間1丁目13-18 パークウエスト306号、住民票上の住所福岡県久留米市御井町554番地2
債務者 山添利津子
1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 紫藤 拓也
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第90号

福岡県久留米市上津1丁目11番28号 クリスティージュ101号、前住所福岡県久留米市上津町2072番地461
債務者 セシルの花束こと 久保山修治
1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 津村 哲生
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10時40分
5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第101号

福岡県田川市大字伊田4969番地 松原2区
松原団地19-2-4
債務者 三井 達也
1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 竹田 寛
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第174号

福岡県遠賀郡岡垣町大字三吉505番地 県営三吉住宅1-410号
債務者 深牧 英治
1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 木下結香子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月20日午後2時30分
5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第47号

群馬県館林市苗木町2404番地の19
債務者 黒坂 竜一
1 決定年月日時 令和7年4月17日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中山 弓子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後2時45分
5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第200号

北九州市小倉南区中曾根4丁目10番1-203号

債務者 住野 永和

1 決定年月日時 令和7年4月17日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 尾崎健二郎
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第36号

福島県会津若松市西年貢1丁目2番28号
コープたかはし201号室

債務者 武藤 妙子

1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小池 達哉
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午後3時
5 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和7年(フ)第47号

香川県東かがわ市南野95番地
債務者 生島 佳徳

1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 関谷 利裕
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和6年(フ)第843号

北九州市八幡西区永犬丸4丁目1番27-202号
債務者 JUTOこと 小林 香

1 決定年月日時 令和7年4月16日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小原 隆寛
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午後3時
5 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第401号

仙台市泉区松森字新田119番地 ロッソイズミD105、従前の住所仙台市泉区天神沢1丁目18番47号

債務者 相澤 弘行

1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 草薙 翔平
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午前11時50分
5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第402号

仙台市青葉区台原7丁目2番11号 エステートピア台原203

債務者 田中真澄美

1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 葛西 勝
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第412号

宮城県富谷市富谷西沢76番地10 サンライズA201

債務者 鴫 悠太

1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 葛西 勝
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午後1時35分
5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第418号

宮城県多賀城市桜木3丁目8番25号 ハイツYS101、従前の住所宮城県多賀城市東田中2丁目20番15号 エステートピア赤井C-102号

債務者 三浦 文浩

1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 川原 学

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第8号

山形県新庄市大字松本133番地の13、旧住所北海道北見市花園町52番地37 リツツ花園110号
債務者 山科 力也

1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 橋本 一馬
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
山形地方裁判所新庄支部

令和7年(フ)第9号

山形県新庄市大字飛田22番地の1 ユニテラス新庄-1 102号室、旧住所山形県酒田市高見台2丁目21番地の15 アークヒルズ203号
債務者 高橋 和彦

1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 及川 俊和
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午前11時30分
5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
山形地方裁判所新庄支部

令和7年(フ)第40号

福島県伊達市荒町45番地25
債務者 松橋 浩

1 決定年月日時 令和7年4月17日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐藤 貴洋
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
福島地方裁判所

令和7年(フ)第52号	千葉市若葉区若草町3丁目45番9号 債務者 石谷 清史
福島市渡利字沖町168番地の1A号棟 債務者 野地 哲也	
1 決定年月日時 令和7年4月17日午後2時	1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 湯浅 亮	3 破産管財人 弁護士 藤尾 修太
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午前10時45分	4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 千葉地方裁判所民事第4部
5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 福島地方裁判所	
令和7年(フ)第51号	
山梨県甲斐市島上条373番地 アパートメントシマカ201 債務者 小田切友子	千葉市東区若草町6番9-301号 債務者 小林 朋弘
1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時	1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中川 佳治	3 破産管財人 弁護士 北村 理美
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午後1時30分	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後3時
5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第59号	
大阪府和泉市坪井町205番地 債務者 貴志 亮介	千葉県船橋市南三咲2丁目21番19号 債務者 千代 豊
1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 福岡 宏海	3 破産管財人 弁護士 鎌倉鈴之助
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後3時	4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	
令和7年(フ)第191号	
岡山市東区瀬戸町沖11番地3 債務者 土井 典明	千葉県佐倉市井野1031番地1 債務者 嶋村 勇人
1 決定年月日時 令和7年4月17日午前11時	1 決定年月日時 令和7年4月11日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 種田 蘭子	3 破産管財人 弁護士 大島 繁幸
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午前10時40分	4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 千葉地方裁判所佐倉支部
5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 岡山地方裁判所第3民事部	
令和6年(フ)第736号	
広島市東区尾長西2丁目3番22-402号 債務者 前川 結梨	千葉市花見川区柏井4丁目42番7号 債務者 石綿 基樹
1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時	1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 上杉 浩介	3 破産管財人 弁護士 塩路 陽香
4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第261号	千葉市若葉区若松台3丁目45番9号 債務者 石谷 清史
1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時	1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。	2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 野田賢太郎	3 破産管財人 弁護士 藤尾 修太
4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部	4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第137号	
宮崎市大字田吉1301番地9 債務者 押川 調子	千葉市中央区要町1-9 アンプラッセ要町402、住民票上の住所茨城県神栖市横瀬2909番地132 債務者 笠谷 莉子
1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時30分	1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。	2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 緒方 完如	3 破産管財人 弁護士 山田 千尋
4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 宮崎地方裁判所破産係	4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第38号	
宮崎県都城市上東町26街区16号 山野内貸家3号棟、前住所宮崎県都城市宮丸町6街区5号 債務者 今別府正嗣	千葉県習志野市袖ヶ浦3丁目1番3-407号 債務者 江畑 光隆
1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時	1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。	2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 谷口 悟	3 破産管財人 弁護士 青木 達也
4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 宮崎地方裁判所都城支部	4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第331号	
千葉県都城市上東町26街区16号 山野内貸家3号棟、前住所宮崎県都城市宮丸町6街区5号 債務者 今別府正嗣	千葉県習志野市袖ヶ浦3丁目1番3-407号 債務者 江畑 光隆
1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時	1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。	2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 谷口 悟	3 破産管財人 弁護士 青木 達也
4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 宮崎地方裁判所都城支部	4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第368号	
大阪市淀川区西宮原3丁目3番11-316号 債務者 樽井 明美	千葉市若葉区若松台2068番地1 ファーストレジデンス都賀参番館302号 債務者 熱川 浩丈
1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時	1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。	2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 武田 裕平	3 破産管財人 弁護士 石井 一輝
4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 大阪地方裁判所第6民事部	4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間	
令和7年(フ)第28号	
山形県米沢市万世町桑山2194番地 住宅型有料老人ホーム介護と住まい生活支援センター米沢、前住所山形県米沢市下小菅16番地 債務者 伊藤 栄二 法定代理人成年後見人 長岡 克典	大阪府大東市諸福7丁目2-1 ファミール池上 207号、住民票上の住所大阪府茨木市山手台2丁目6番12-201号 債務者 水島 久三
1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時	1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。	2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 武田 裕平	3 破産管財人 弁護士 塩路 陽香
4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 大阪地方裁判所第6民事部	4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1530号	
大阪府枚方市磯島茶屋町15-18エトワール白鷺2B、住民票上の住所大阪府枚方市宗谷2丁目17番5号 債務者 佐々木 崇	大阪府枚方市磯島茶屋町15-18エトワール白鷺2B、住民票上の住所大阪府枚方市宗谷2丁目17番5号 債務者 佐々木 崇
1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時	1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。	2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 上杉 浩介	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 山形地方裁判所米沢支部	4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 山形地方裁判所米沢支部

令和7年(フ)第30号 山形県東置賜郡川西町大字下小松631番地 債務者 鈴木 一幸 1 決定年月日時 令和7年4月17日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 山形地方裁判所米沢支部	令和7年(フ)第23号 山形県南陽市三間通122番地の3 カーサフェリーチェ E号室 債務者 金倉 明香 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 山形地方裁判所米沢支部	令和7年(フ)第72号 愛知県新城市竹ノ輪字上洞504番地2 債務者 生田 美紀 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部	令和7年(フ)第217号 北九州市小倉北区鉄物師町8番1-703号 債務者 山口 春佳 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第103号 函館市亀田町9番10号 債務者 河村 知輝 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 函館地方裁判所	令和7年(フ)第44号 新潟県小千谷市土川2丁目19番8号 債務者 高橋 若菜 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係	令和7年(フ)第108号 福岡県久留米市大善寺南2丁目4番1200-302号 債務者 落合南海香 1 決定年月日時 令和7年4月17日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 福岡地方裁判所久留米支部	令和7年(フ)第220号 北九州市小倉北区井堀3丁目9番11号(フォンタル井堀305号室) 債務者 深堀 幸一 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第58号 山形市飯塚町2084番地 債務者 高橋 厚子 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 山形地方裁判所民事部	令和7年(フ)第62号 愛知県豊橋市二川町字西向山161番地1 サニー101、従前の住所愛知県豊橋市三ノ輪町3丁目120番地2 債務者 佐藤トミオこと SATO CARL O S T O M I O 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部	令和7年(フ)第110号 福岡県久留米市津福本町1702番地76 サニーヒル津福103号、前住所福岡県久留米市津福今町455番地7 ダイナコート・リバティーイン久留米902号 債務者 岩川 琢磨 1 決定年月日時 令和7年4月17日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 福岡地方裁判所久留米支部	令和7年(フ)第233号 北九州市小倉北区高尾1丁目18番22-302号 債務者 土屋 一樹 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第61号 山形県西村山郡河北町谷地字月山堂609番地 2 サンコーポラス河北第1棟-207号 債務者 渡邊 勇 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 山形地方裁判所民事部	令和7年(フ)第63号 愛知県豊橋市二川町字西向山161番地1 サニー101、従前の住所愛知県豊橋市三ノ輪町3丁目120番地2 債務者 新里マルタこと SHINZATO MARTA 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部	令和7年(フ)第112号 福岡県久留米市白山町548番地1 白梅団地1棟9号 債務者 峰 稔大(旧姓服部) 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 福岡地方裁判所久留米支部	令和7年(フ)第239号 北九州市八幡西区永丸3丁目8番5号 債務者 直理 幸子 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第29号 福島県会津若松市門田町大字徳久字竹之元 1053番地の7 債務者 小寺利緑 1 決定年月日時 令和7年4月15日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第37号 鹿児島県鹿屋市寿1丁目7番23号 エトワール203号 債務者 永井 裕二 1 決定年月日時 令和7年4月10日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第98号 愛知県豊田市高上1丁目10番地7 屋根星ハイツ102号、前住所愛知県日進市香久山5丁目802番地 アネックス香久山305 債務者 後沢 優 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第104号 愛知県額田郡幸田町大字菱池字池端57番地 債務者 山内佐代子 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第125号 愛知県豊田市木町3丁目19番地17 パークコートクレア3F号 債務者 内藤 剛	1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。

破産債権の届出期間及び一般調査期日	
令和6年(フ)第466号	
大阪府貝塚市名越437番地1 破産者 有田住設株式会社	
1 破産債権の届出期間 令和7年5月16日まで 2 一般調査期日 令和7年8月25日午後1時30分 令和7年4月16日 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	
令和6年(フ)第264号	
福島県二本松市下川崎字荒屋敷42番地 破産者 株式会社ホナミ商店	
1 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで 2 一般調査期日 令和7年7月16日午前10時30分 令和7年4月16日 福島地方裁判所	
令和6年(フ)第222号	
山梨県笛吹市御坂町井之上2072番地2 破産者 中村 裕	
1 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで 2 一般調査期日 令和7年7月9日午前10時 令和7年4月16日 甲府地方裁判所民事部破産係	
令和6年(フ)第635号	
大阪府岸和田市吉井町4丁目1番3-701号 破産者 梅村 泰子	
1 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで 2 一般調査期日 令和7年7月7日午後1時30分 令和7年4月17日 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	
令和6年(フ)第1186号	
(最後の住所) 広島県安芸郡熊野町城之堀2丁目15番17号 破産者 亡濱田一夫相続財産	
1 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで 2 一般調査期日 令和7年6月24日午前10時30分 令和7年4月18日 広島地方裁判所民事第4部	
令和6年(フ)第6号	
岐阜県可児市室原305番地 破産者 長谷川美恵子	
1 破産債権の届出期間 令和7年5月20日まで 2 一般調査期日 令和7年7月8日午後2時30分 令和7年4月17日 岐阜地方裁判所御嵩支部	

令和6年(フ)第965号	神戸市中央区栄町通5丁目1番1号 破産者 株式会社a n d.
1 破産債権の届出期間 令和7年5月21日まで 2 一般調査期日 令和7年7月2日午前11時 令和7年4月16日 神戸地方裁判所第3民事部	
令和6年(フ)第828号	大阪府南河内郡河南町さくら坂4丁目18番6号、開始決定時の住所大阪府南河内郡河南町さくら坂2丁目17番20号 破産者 新原五十鈴
1 破産債権の届出期間 令和7年5月22日まで 2 一般調査期日 令和7年7月17日午前11時 令和7年4月17日 大阪地方裁判所堺支部破産係	
令和6年(フ)第1175号	大阪府藤井寺市林5丁目8番20-1004号 破産者 ニューライフこと 青木 雅英
1 破産債権の届出期間 令和7年5月22日まで 2 一般調査期日 令和7年7月3日午前10時 令和7年4月17日 大阪地方裁判所堺支部破産係	
令和6年(フ)第634号	兵庫県姫路市東今宿3丁目9番17-901号 メゾン中村東今宿、従前の住所兵庫県姫路市香寺町広瀬149番地1 破産者 島津 和人
1 破産債権の届出期間 令和7年5月22日まで 2 一般調査期日 令和7年7月17日午前10時 令和7年4月17日 神戸地方裁判所姫路支部	
令和6年(フ)第220号	兵庫県加古川市別府町新野辺北町4丁目11番地 破産者 有限会社ミナミハウジング
1 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで 2 一般調査期日 令和7年7月17日午後1時10分 令和7年4月18日 神戸地方裁判所姫路支部	
令和6年(フ)第4546号	大阪市城東区鳴野東3丁目21番11号 破産者 森 智茂
1 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで 2 一般調査期日 令和7年7月3日午後2時20分 令和7年4月17日 大阪地方裁判所第6民事部	

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和6年(フ)第116号

宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田5596番地1
破産者 中村 重章

異議申述期間 令和7年5月30日まで

令和7年4月18日 宮崎地方裁判所都城支部

令和6年(フ)第26号

北海道浦河郡浦河町入船町9番地
破産者 山本 英史

異議申述期間 令和7年6月12日まで

令和7年4月17日

札幌地方裁判所浦河支部破産係

令和6年(フ)第5083号

大阪市西区本田3丁目5番30号 503
破産者 安達 永哲

異議申述期間 令和7年6月12日まで

令和7年4月17日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5175号

大阪府寝屋川市初町4番16-302号
破産者 田中 皓陽

異議申述期間 令和7年6月12日まで

令和7年4月17日

大阪地方裁判所第6民事部

小規模個人再生による再生手続開始**令和7年(再イ)第22号**

千葉県柏市花野井268番地8
再生債務者 中川 直彦

1 決定年月日時 令和7年4月14日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月12日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月19日から令和7年6月2日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(再イ)第18号

岡山県瀬戸内市長船町福岡33番地1
再生債務者 柴垣アリーンこと SHIBA GAKI IRENE AMPILON
1 決定年月日時 令和7年4月17日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年5月12日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年6月2日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第24号

岡山県瀬戸内市長船町福岡33番地1
再生債務者 柴垣 正史
1 決定年月日時 令和7年4月17日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年5月12日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年6月2日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第34号

岡山市中区福泊7番地1 クレストール福泊A203
再生債務者 池本 由香
1 決定年月日時 令和7年4月17日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年5月12日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年6月2日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第5号

広島県三原市宮浦5丁目25番6号サングラン1-206号(申立時の住所)神戸市中央区神仙寺通3-1-37神仙寺寮421号
再生債務者 菊川 拓哉

1 決定年月日時 令和7年4月15日午後4時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月3日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第3号

青森県五所川原市大字七ツ館字鶴ヶ沼153番地28
再生債務者 けんず屋こと 荒閑 兼光

1 決定年月日時 令和7年4月17日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年6月4日まで

青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

令和7年(再イ)第9号

栃木県足利市五十部町1533番地5
再生債務者 根岸 光夫
1 決定年月日時 令和7年4月16日午後4時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月5日まで

宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(再イ)第19号

大阪府泉佐野市上町1丁目9番13号
再生債務者 古久保恵一
1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年6月4日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和7年(再イ)第5号

愛媛県四国中央市川之江町1630番地5
再生債務者 大廣勢津子
1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年6月2日まで

松山地方裁判所西条支部

令和7年(再イ)第3号

大分県日田市田島1丁目7番40号 マルイ第1ビル303号(前住所)福岡県直方市大字山部430番地3
再生債務者 西河 勇介
1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月11日まで

大分地方裁判所日田支部

令和7年(再イ)第1号

鹿児島県鹿屋市串良町岡崎60番地16
再生債務者 坂口 真澄

1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月2日まで

鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

令和7年(再イ)第38号

千葉市稻毛区作草部町640番地1
再生債務者 中臺 将司
1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年5月15日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月29日から令和7年6月5日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第55号

東京都江戸川区中葛西2-5-17
再生債務者 相川 武司
1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年5月15日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月29日から令和7年6月19日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第15号

新潟県小千谷市土川2丁目2番10号
再生債務者 片山 莊一

1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年5月15日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月29日から令和7年6月19日まで

新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和7年(再イ)第42号

京都市上京区御前通下立売上る2丁目仲之町294番地 葵 301、前住所兵庫県伊丹市鈴原町9丁目385番地
再生債務者 ふじでざいんこと 藤原 嘉宏

1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年5月15日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年6月2日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第21号

大阪市淀川区塚本2丁目18番8号 ツインヴィラ塚本A棟 402号
再生債務者 村上基翔こと 鄭 基翔

1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年5月15日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年6月5日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第41号

兵庫県姫路市飾磨区細江93番地3 グラジオ飾磨304号
再生債務者 蒲田 剛次

1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年5月15日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月29日から令和7年6月19日まで

神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(再イ)第7号

広島市西区井口台1丁目13番19-506号
再生債務者 アイルこと 今田 耕治

1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年5月15日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年6月5日まで

神戸地方裁判所西区

令和7年(再イ)第12号

福岡県小郡市二森1387番地28
再生債務者 岩下 純

1 決定年月日時 令和7年4月17日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年5月15日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年5月30日まで

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和7年（再イ）第32号 北九州市小倉南区下曾根1丁目2番1-603号 再生債務者 松本 智 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年5月29日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月30日から令和7年6月6日まで さいたま地方裁判所越谷支部再生係	令和7年（再イ）第17号 静岡県磐田市岩井1907番地1700 再生債務者 伊東 風真 1 決定年月日時 令和7年4月18日前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月26日から令和7年6月2日まで 静岡地方裁判所浜松支部再生係	令和6年（再イ）第250号 横浜市神奈川区片倉1丁目2番20-104号 再生債務者 上田 孝 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月27日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月1日まで 令和7年4月17日 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第4号 山形県村山市大字大久保甲893番地5 再生債務者 松田 浩二 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月30日から令和7年6月13日まで 山形地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月30日から令和7年6月6日まで さいたま地方裁判所越谷支部再生係	令和7年（再イ）第15号 北九州市若松区青葉台西4丁目15番6号 再生債務者 菖蒲 隆行 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年5月30日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和6年（再イ）第149号 横浜市西区楠町13番地3 グリフォーネ横浜・西口408号 再生債務者 風間 伶介 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月10日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月2日まで 令和7年4月17日 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第5号 山形県村山市大字大久保甲893番地5 再生債務者 松田美紀子 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月30日から令和7年6月13日まで 山形地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月30日から令和7年6月6日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和7年（再イ）第28号 北九州市小倉北区上到津4丁目9番4-101号 再生債務者 竹本 秀和 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年5月30日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和6年（再イ）第236号 東京都墨田区亀沢2-8-7-902 再生債務者 鳴坂 明朗 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月23日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月7日まで 令和7年4月17日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第8号 山形県米沢市中央6丁目1番85号 再生債務者 佐藤 秀二 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月30日から令和7年6月13日まで 山形地方裁判所米沢支部	1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年6月6日まで 金沢地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第10号 金沢市四十万町北力122番地 ニュークリスタル 201号 再生債務者 中矢 彰 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年5月30日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 小規模個人再生による書面決議に付する決定	令和6年（再イ）第469号 東京都大田区羽田旭町2-1-402 再生債務者 杉之内 一 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月12日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月7日まで 令和7年4月17日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第13号 埼玉県吉川市美南5丁目29番地14 再生債務者 山田 将之	1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月30日から令和7年6月13日まで 長野地方裁判所松本支部	令和6年（再イ）第229号 横浜市青葉区みたけ台21番地12 エスパワー202 再生債務者 恩田 俊樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月1日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月1日まで 令和7年4月17日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和6年（再イ）第476号 東京都世田谷区船橋6-14-1-504 再生債務者 中野 樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月7日まで 令和7年4月17日 東京地方裁判所民事第20部

令和6年（再イ）第42号 愛知県豊橋市賀茂町字城前18番地 再生債務者 富山 伸吾 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月16日 名古屋地方裁判所豊橋支部	令和7年（再イ）第3号 茨城県土浦市荒川沖西2丁目14番12号 再生債務者 廣瀬 武司 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 9日まで 令和7年4月18日 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	令和6年（再イ）第51号 静岡県駿東郡清水町徳倉2384番地の1 富士 見ハイツD102 再生債務者 土屋 佳正 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 9日まで 令和7年4月18日 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和6年（再イ）第36号 奈良県橿原市新賀町318-1 コーポ清水105 再生債務者 後岡 郁哉 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 12日まで 令和7年4月14日 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和6年（再イ）第194号 さいたま市見沼区春岡2丁目12番地44 再生債務者 後藤 幸二 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 8日まで 令和7年4月17日 さいたま地方裁判所第3民事部	令和6年（再イ）第108号 東京都東久留米市南町3丁目10番30号 再生債務者 増宮 正博 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 9日まで 令和7年4月18日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年（再イ）第68号 静岡県沼津市大岡2233番地の8 再生債務者 中村 昌秀 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 9日まで 令和7年4月18日 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和6年（再イ）第98号 千葉県我孫子市柴崎台4丁目11番30号 再生債務者 平尾 明彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 13日まで 令和7年4月15日 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和6年（再イ）第45号 愛知県豊橋市西岩田4丁目7番地25 再生債務者 ザマ バーボサ リンカーンこと ZAMA BARBOSA LINCOL N 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 8日まで 令和7年4月17日 名古屋地方裁判所豊橋支部	令和6年（再イ）第36号 富山市婦中町速星573番地2 再生債務者 林 大貴 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 9日まで 令和7年4月18日 富山地方裁判所民事部	令和6年（再イ）第69号 静岡県御殿場市新橋2054番地の1 アーバン シティ御殿場302 再生債務者 須永 利也 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 9日まで 令和7年4月18日 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和6年（再イ）第107号 千葉県流山市加5丁目1112番地の4 再生債務者 木村 校二 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 13日まで 令和7年4月15日 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和6年（再イ）第35号 福岡県久留米市大善寺南1丁目26番17-107 号 再生債務者 隈 省一 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 8日まで 令和7年4月17日 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係	令和7年（再イ）第1号 富山県高岡市伏木矢田上町3番28号 再生債務者 佐藤 康彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 9日まで 令和7年4月18日 富山地方裁判所高岡支部	令和6年（再イ）第71号 静岡県熱海市伊豆山1084番地の93 再生債務者 坂口 直代 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 9日まで 令和7年4月18日 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和6年（再イ）第109号 千葉県柏市布施784番地5 再生債務者 倉持 守 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 14日まで 令和7年4月16日 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和6年（再イ）第31号 山形県東村山郡中山町大字長崎806番地1 再生債務者 高橋 淳子 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 9日まで 令和7年4月18日 山形地方裁判所民事部	令和6年（再イ）第6号 山梨県大月市猿橋町桂台3丁目22番地9 再生債務者 大沢 寿吾 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 9日まで 令和7年4月17日 甲府地方裁判所都留支部再生係	令和6年（再イ）第79号 岐阜県羽島市竹鼻町273番地1、(居所) 静岡 県御殿場市新橋774-2 レオパレスコン フォールII 105号 再生債務者 後藤 兼寛 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 12日まで 令和7年4月17日 岐阜地方裁判所	令和7年（再イ）第1号 静岡県御殿場市東田中629番地の6 再生債務者 寺島 瑞穂 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 15日まで 令和7年4月17日 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和6年(再イ)第8号 滋賀県栗東市荒張2074番地1 再生債務者 三浦 宏伸 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 15日まで 令和7年4月17日 大阪地方裁判所民事部再生係	令和6年(再イ)第37号 北海道旭川市未広2条14丁目2番5号 再生債務者 中澤 耕太 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 16日まで 令和7年4月18日　　旭川地方裁判所民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月16日　　福岡地方裁判所直方支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月21日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月16日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(再イ)第584号 大阪市住之江区南港東1丁目7番2-203号 再生債務者 森脇 聖志 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 15日まで 令和7年4月17日 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(再イ)第151号 京都市伏見区中島河原田町120番地25 再生債務者 ネクストグッドデザインこと 中 村 賢治 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 19日まで 令和7年4月18日 京都地方裁判所第5民事部再生係	令和6年(再イ)第14号 福岡県直方市大字山部432番地3 アンバー ル202号 再生債務者 今田 侃行 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月16日　　福岡地方裁判所直方支部	令和7年(再イ)第17号 北九州市八幡西区浅川学園台4丁目6番8号 (205)(前住所) 北九州市八幡西区本城1丁 目20番7-201号 再生債務者 井上 友 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 8日まで 令和7年4月17日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(再イ)第6号 大阪府大阪狭山市西山台5丁目1番7-305 号 再生債務者 小野 幸男 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 15日まで 令和7年4月17日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	令和7年(再イ)第14号 神戸市長田区上池田6丁目5番34号 ヴェル ドール上池田301号 再生債務者 古木 公平 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月16日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和6年(再イ)第139号 北九州市八幡西区日吉台3丁目10番8号 再生債務者 守田美由喜 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月26日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月16日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和5年(再イ)第41号 新潟市東区向陽1丁目147番地1 第2高見 ハイツ1-A 再生債務者 堀 淳 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 9日まで 令和7年4月18日　　新潟地方裁判所民事部
令和6年(再イ)第82号 大阪府和泉市室堂町5番地の1-7-306 再生債務者 高橋 實泰 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 15日まで 令和7年4月17日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係	令和7年(再イ)第2号 兵庫県たつの市新宮町井野原322番地11 再生債務者 梅村 知弥 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月8日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月16日 神戸地方裁判所龍野支部個人再生係	令和6年(再イ)第73号 熊本市南区富合町新608番地18 再生債務者 鶴元 佑介 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月6日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月16日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和6年(再イ)第49号 三重県四日市市中川原3丁目3番9号 再生債務者 田中ひろみこと DUONG T H I H O N G T R A N G 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 9日まで 令和7年4月18日　　津地方裁判所四日市支部
令和7年(再イ)第2号 大阪府阪南市箱作2878番地の29 再生債務者 久保 幸作 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 15日まで 令和7年4月17日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係	令和6年(再イ)第11号 福岡県鞍手郡小竹町大字御徳2010番地9、(前 住所) 福岡県直方市大字上新入2243番地45 再生債務者 田島 雄貴	令和6年(再イ)第80号 熊本市北区龍田弓削1丁目31番1号 再生債務者 横田 雄一	

令和7年(再イ)第6号
 三重県四日市市永3丁目2番57号 レオパレスエクレール103
 再生債務者 杉浦 正和
 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月9日
 付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月9日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月9日まで
 令和7年4月18日 津地方裁判所四日市支部
令和6年(再イ)第99号
 兵庫県加古川市平岡町つじ野1番地の297
 再生債務者 橋本 和則
 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月28日
 付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月9日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月16日まで
 令和7年4月18日 神戸地方裁判所姫路支部
令和6年(再イ)第100号
 兵庫県加古川市平岡町つじ野1番地の297
 再生債務者 橋本恵理奈
 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月28日
 付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月9日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月16日まで
 令和7年4月18日 神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係
令和6年(再イ)第101号
 青森県八戸市桜ヶ丘2丁目4番10号
 再生債務者 佐々木勝廣
 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月11日
 付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月23日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月23日まで
 令和7年4月18日 青森地方裁判所八戸支部個人再生係
小規模個人再生による再生手続廃止
令和6年(再イ)第68号
 岐阜県関市大杉329番地1 カステリンニヨ
 103号室
 再生債務者 中谷 政之
 1 主文 本件再生手続を廃止する。
 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。
 令和7年4月17日 青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

令和6年(再イ)第75号
 北九州市若松区東二島3丁目13番2号
 再生債務者 福田 和三
 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月4日
 付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月15日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月15日まで
 令和7年4月17日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和6年(再イ)第25号
 兵庫県宝塚市鹿塙1丁目230番地の3
 再生債務者 福谷 博文
 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日
 付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月16日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月16日まで
 令和7年4月18日 神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係
令和6年(再イ)第18号
 千葉市花見川区武石町2丁目1010番地1 サンクステラ4-101号
 再生債務者 井上駿太郎
 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月14日付け再生計画案
 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
 3 2の書面の提出期間 令和7年5月15日まで
 令和7年4月17日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(再口)第3号
 静岡県富士宮市小泉554番地の18
 再生債務者 片山 彰夫
 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年3月21日付け再生計画案
 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
 3 2の書面の提出期間 令和7年5月15日まで
 令和7年4月17日 静岡地方裁判所富士支部破産係
令和6年(再口)第9号
 大阪府岸和田市下池田町3丁目11番39号
 再生債務者 川上明也圭

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取
令和6年(再口)第1号
 秋田県湯沢市西愛宕町9番2号
 再生債務者 高橋 賢一
 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年3月14日付け再生計画案
 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
 3 2の書面の提出期間 令和7年5月9日まで
 令和7年4月17日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
令和6年(再口)第3号
 埼玉県東松山市高坂2丁目14番地2
 再生債務者 宇津江博文
 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年3月28日付け再生計画案
 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
 3 2の書面の提出期間 令和7年5月19日まで
 令和7年4月18日 さいたま地方裁判所熊谷支部
給与所得者等再生による再生計画認可
令和6年(再口)第27号
 大阪市此花区西九条3丁目4番66-606号
 再生債務者 足立 活貴
 1 主文 本件再生計画を認可する。
 2 理由の要旨 令和7年4月15までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
 令和7年4月17日 大阪地方裁判所第6民事部

会社その他の公報
合併公報
 左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。乙の合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。
 (甲) 掲載紙 官報
 掲載の日付 令和7年4月14日
 掲載頁 1111頁(号外第六百二十一号)
 (乙) 掲載紙 日刊工業新聞
 掲載の日付 令和7年4月14日
 掲載頁 七頁
 令和7年4月18日
 群馬県高崎市吉井町小暮五丁目1番地11
 (甲) 1111号D株式会社
 代表取締役 竹内 芳久
 群馬県高崎市吉井町小暮五丁目1番地11
 (乙) 株式会社111号
 代表取締役 竹内 芳久

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.kubell-partner.com/>

(乙) <https://www.kubell-partner.com/>
令和七年四月二十八日

東京都港区南青山一丁目二四番三号WeW
ork乃木坂

(甲) 株式会社kubelleパートナー
代表取締役 岡田 亮一
代表取締役 佐藤 栄哲

大阪市北区堂島一丁目五番一七号

(乙) 株式会社ミナジン
代表取締役 伊東 浩一

合併公告
左記会社は合併して甲は乙及び丙は解散することにいたしましたので、公報にてお知らせいたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 及び丙)
掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和六年六月二十六日
掲載頁 十頁
令和七年四月二十八日

東京都品川区上大崎三丁目一番一号
(甲) カルチュア・エンタテインメント
株式会社
代表取締役 中西 一雄
東京都品川区上大崎三丁目一番一号
(乙) 株式会社ブレシード・ストアズ
代表取締役 福島 弘子
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.kubell-partner.com/>
代表取締役 岡田 亮一
代表取締役 佐藤 栄哲

東京都港区南青山一丁目二四番三号WeW
ork乃木坂

(乙) <https://www.kubell-partner.com/>
令和七年四月二十八日

東京都港区南青山一丁目二四番三号WeW
ork乃木坂

(甲) <https://www.kubell-partner.com/>
代表取締役 福島 弘子
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.kubell-partner.com/>
令和七年四月二十八日

東京都港区赤坂五丁目三番一号赤坂Biz
タワー二九階
(甲) L C J Lake株式会社
代表取締役 清水 俊孝
(乙) メガバス株式会社
代表取締役 伊東 浩一

静岡県浜松市中央区西ヶ崎町一五九〇番地
の一
(乙) メガバス株式会社
代表取締役 伊東 浩一

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので、公報にてお知らせいたします。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

(甲) <https://www.kubell-partner.com/>
令和七年四月二十八日

東京都港区赤坂五丁目三番一号赤坂Biz
タワー二九階
(甲) L C J Lake株式会社
代表取締役 清水 俊孝
(乙) メガバス株式会社
代表取締役 伊東 浩一

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので、公報にてお知らせいたします。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

(甲) <https://www.kubell-partner.com/>
令和七年四月二十八日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シ
ティセンターハ階
(甲) ブルースカイソーラー株式会社
代表取締役 藤宮 康洋
(乙) 株式会社すずらん開発
代表取締役 藤宮 康洋

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.kubell-partner.com/>
令和七年四月二十八日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シ
ティセンターハ階
(甲) ブルースカイソーラー株式会社
代表取締役 藤宮 康洋
(乙) 株式会社すずらん開発
代表取締役 藤宮 康洋

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.kubell-partner.com/>
令和七年四月二十八日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シ
ティセンターハ階
(甲) ブルースカイソーラー株式会社
代表取締役 藤宮 康洋
(乙) 株式会社すずらん開発
代表取締役 藤宮 康洋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.kubell-partner.com/>
令和七年四月二十八日

東京都江東区平野三丁目二番六号
(甲) ベステラ株式会社
代表取締役 本田 豊
六号

東京都江東区平野三丁目二番六号
(甲) ベステラ株式会社
代表取締役 本田 豊
六号

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.kubell-partner.com/>
令和七年四月二十八日

東京都中央区勝どき六丁目三番一一四九〇
六号
(甲) ベステラ株式会社
代表取締役 本田 豊
六号

東京都中央区勝どき六丁目三番一一四九〇
六号
(甲) ベステラ株式会社
代表取締役 本田 豊
六号

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.kubell-partner.com/>
令和七年四月二十八日

東京都墨田区横川三丁目六番七号
(甲) パタフライ株式会社
代表取締役 望月 和

東京都墨田区横川三丁目六番七号
(甲) パタフライ株式会社
代表取締役 望月 和

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.kubell-partner.com/>
令和七年四月二十八日

東京都墨田区横川三丁目六番七号
(甲) パタフライ株式会社
代表取締役 望月 和

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.kubell-partner.com/>
令和七年四月二十八日

東京都渋谷区恵比寿四丁目四番七号
(甲) 株式会社N E ホールディングス
代表取締役 近藤 宏樹

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.kubell-partner.com/>
令和七年四月二十八日

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年4月14日
掲載頁 三十六頁 (号外第八十三号)

(乙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年4月14日
掲載頁 三十六頁 (号外第八十三号)

(丙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年4月14日
掲載頁 三十六頁 (号外第八十三号)

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年4月18日
掲載頁 五十八頁 (号外第八十八号)

(乙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年4月18日
掲載頁 五十八頁 (号外第八十八号)

(丙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年4月18日
掲載頁 五十八頁 (号外第八十八号)

令和7年4月28日

愛媛県松山市北井門二丁目一二番五号
(甲)エンデバー・ユナイテッド・パー

トナーズ・33株式会社
代表取締役 前野 龍三

愛媛県松山市北井門二丁目一二番五号
(乙)株式会社コラボハウス
代表取締役 松坂 直樹

愛媛県松山市東本一丁目六番一〇号
(丙)株式会社コラボネット
代表取締役 松坂 直樹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は安全保障及び防衛に係る技術的サービス等の業務及び物品(プロダム、設計書等を含む)の提供、販売並びに輸出入、安全保障及び防衛に関するコンサルティング及び各種調査研究の受託の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)確定した最終事業年度はありません。

掲載の日付 令和7年2月4日
掲載頁 五十九頁 (号外第二十二号)

(乙)確定した最終事業年度はありません。

掲載の日付 令和7年2月4日
掲載頁 五十九頁 (号外第二十二号)

(丙)確定した最終事業年度はありません。

掲載の日付 令和7年2月4日
掲載頁 五十九頁 (号外第二十二号)

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全

部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

(甲)確定した最終事業年度はありません。

掲載の日付 令和7年2月4日
掲載頁 五十九頁 (号外第二十二号)

(乙)確定した最終事業年度はありません。

掲載の日付 令和7年2月4日
掲載頁 五十九頁 (号外第二十二号)

(丙)確定した最終事業年度はありません。

掲載の日付 令和7年2月4日
掲載頁 五十九頁 (号外第二十二号)

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全

部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

(甲)確定した最終事業年度はありません。

掲載の日付 令和7年2月4日
掲載頁 五十九頁 (号外第二十二号)

(乙)確定した最終事業年度はありません。

掲載の日付 令和7年2月4日
掲載頁 五十九頁 (号外第二十二号)

(丙)確定した最終事業年度はありません。

掲載の日付 令和7年2月4日
掲載頁 五十九頁 (号外第二十二号)

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全

部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

(甲)確定した最終事業年度はありません。

掲載の日付 令和7年2月4日
掲載頁 五十九頁 (号外第二十二号)

(乙)確定した最終事業年度はありません。

掲載の日付 令和7年2月4日
掲載頁 五十九頁 (号外第二十二号)

(丙)確定した最終事業年度はありません。

掲載の日付 令和7年2月4日
掲載頁 五十九頁 (号外第二十二号)

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全

部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

(甲)確定した最終事業年度はありません。

掲載の日付 令和7年2月4日
掲載頁 五十九頁 (号外第二十二号)

(乙)確定した最終事業年度はありません。

掲載の日付 令和7年2月4日
掲載頁 五十九頁 (号外第二十二号)

(丙)確定した最終事業年度はありません。

掲載の日付 令和7年2月4日
掲載頁 五十九頁 (号外第二十二号)

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全

部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

(甲)確定した最終事業年度はありません。

掲載の日付 令和7年2月4日
掲載頁 五十九頁 (号外第二十二号)

(乙)確定した最終事業年度はありません。

掲載の日付 令和7年2月4日
掲載頁 五十九頁 (号外第二十二号)

(丙)確定した最終事業年度はありません。

掲載の日付 令和7年2月4日
掲載頁 五十九頁 (号外第二十二号)

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社SP I C（住所：東京都港区新橋四丁目二一番三号）に対して当社のブランド衣料品販売事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://starseedcs.co.jp>

令和七年四月二十八日

東京都港区新橋四丁目二一番三号

スター・シーザーズ株式会社
代表取締役 植杉 泰久

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十八日

東京都新宿区新宿二丁目三番一号

合同会社CLEEK
代表社員 春日 真也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十八日

東京都千代田区二番町一一番二号番町ハイム
一〇〇七号 合同会社LIFE-E
代表社員 平 昌憲

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十八日

京都府右京区西院日照町六三番地二〇一号室
UNIST合同会社

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十八日

東京都板橋区坂下二丁目一番三三九〇二号
合同会社K・M・R

代表社員 上森 和実

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十八日

神奈川県横浜市神奈川区金港町一番地一
一一六〇二号 合同会社わかる塾
代表社員 島田 豊通

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十八日

名古屋市中村区元中村町三丁目二九番地
合資会社三河屋
代表社員 澤田 一敏

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十八日

愛知県西尾市寺部町浜田一三番地二
農事組合法人寺部奥山農園
理事 高須 哲二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十八日

大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第一ビル一二一一一二 合同会社COCO
代表社員 河田 陽平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十八日

京都府右京区西院日照町六三番地二〇一号室
UNIST合同会社
代表社員 上村 拓郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十八日

大阪府堺市中区見野山七〇番地一
永盛商事合同会社
代表社員 戒 連勇

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十八日

令和七年四月二十八日

大阪府和泉市阪本町三七六番地一六一
RE MERC I 合同会社

代表社員 横田 明樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十八日

合資会社大琉鉱業
代表社員 平良 聰

組織変更公告

当社は、令和七年四月三十日予定の組織変更の効力発生日を令和七年五月三十日に変更いたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十八日

東京都港区浜松町二丁目四番一号
OPI・20合同会社
代表社員 OPI・19株式会社

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十八日

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百九十万円減少し六百十万元とするにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十八日

東京都港区南青山七丁目八番一五号Ush
are 南青山

UZ Capital Japan株式会社
代表取締役 森田 高史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一億六千七百万五千円減少し金三千三百万円とするにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十八日

東京都港区赤坂五丁目三番一号赤坂Biz
タワー二九階 L C J Lake 株式会社
代表取締役 清水 俊孝

令和七年四月二十八日

大分県大分市金池南一丁目五番一号コレジ
オオダ分一F 合同会社ESS

代表社員 山崎 春樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十八日

合資会社大琉鉱業
代表社員 平良 聰

組織変更公告

当社は、令和七年四月三十日予定の組織変更の効力発生日を令和七年五月三十日に変更いたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十八日

OPI・20合同会社
代表社員 OPI・19株式会社

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十八日

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一億六千七百万五千円減少し金三千三百万円とするにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十八日

東京都港区赤坂五丁目三番一号赤坂Biz
タワー二九階 L C J Lake 株式会社
代表取締役 清水 俊孝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四千九百八十六万円減少することと致しました。なお、減少する三億四千九百八十六万円は、資本準備金とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和六年十一月六日
掲載頁 六十頁 (号外第二十六〇号)

令和七年四月二十八日

東京都港区芝五丁目一九番一号

株式会社 H a c o b u

代表取締役 佐々木太郎

令和七年四月二十八日

東京都港区南片江二丁目三一―九
シティA棟二階 DIGGLE株式会社

代表取締役 山本 清貴

代表取締役 山崎 大輔

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.big-advance.site/c/134/1348>

令和七年四月二十八日

東京都新宿区愛住町二二番地

リーテックス株式会社

代表取締役 小倉 隆志

令和七年四月二十八日

福岡市城南区南片江二丁目三一―九
株式会社 b e a d s

代表取締役 山崎 大輔

代表取締役 山崎 大輔

資本金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五億一万六千三十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年七月十一日

掲載頁 四十五頁 (号外第一六六号)

令和七年四月二十八日

千葉市美浜区中瀬一丁目二番地幕張テクノガーデンD棟一四階

株式会社 D 棟一四階

代表取締役 岡崎 貴史

令和七年四月二十八日

福岡市城南区南片江二丁目三一―九
株式会社 M P I

代表取締役 高野 健治

代表取締役 高野 健治

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和七年五月三十日から同年八月三十日までの日を払込期日とする株式の発行があつた場合には、当該株式発行により増加する資本金の額及び資本準備金の額とをそれぞれ同額分減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月二十八日

株式会社 ハルシーサービス

代表取締役 高野 健治

令和七年四月二十八日

当社は、資本金の額を二億五千四百六十五万五千三百九十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億四千五百六十八万三千円、資本準備金の額を一億四千五百六十八万二千九百七十九円減少し、それぞれ二千五百万二十五円、五億千八百四十二万七千八百五十六円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年三月十九日

掲載頁 一九八頁 (号外第五十五号)

令和七年四月二十八日

株式会社 K i c c h i H a i k u

代表取締役 山本 雅也

令和七年四月二十八日

東京都港区虎ノ門二丁目二番友不動産虎ノ門タワー一六階

代表取締役 齋藤 秀

代表取締役 齋藤 秀

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億二千四百九十九万九千八百円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和六年十月十日

掲載頁 八頁

令和七年四月二十八日

株式会社 S I G N A T E

代表取締役 齋藤 秀

令和七年四月二十八日

神奈川県鎌倉市大町一丁目一四番一四四号

代表取締役 松岡 康友

代表取締役 松岡 康友

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億二千四百九十九万九千八百円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和六年九月二十六日

掲載頁 三頁

令和七年四月二十八日

名古屋市中区錦三丁目一〇番三三号錦S I

代表取締役 吉田 幸司

令和七年四月二十八日

東京都台東区東上野四一三一九R O U T E 8 9 B L D G . 株式会社 K i c c h i H a i k u

代表取締役 山本 雅也

代表取締役 山本 雅也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円、資本準備金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年四月十七日

掲載頁 八十一頁 (号外第八十七号)

令和七年四月二十八日

株式会社 D i g i t a l A r c h i

代表取締役 松岡 康友

令和七年四月二十八日

名古屋市中区錦三丁目一〇番三三号錦S I

代表取締役 吉田 幸司

代表取締役 吉田 幸司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千四百六十五万五千三百九十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年三月十九日

掲載頁 一九八頁 (号外第五十五号)

令和七年四月二十八日

E 8 9 B L D G . 株式会社 K i c c h i H a i k u

代表取締役 山本 雅也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五百万円、資本準備金の額を四億三千五百三十五万二千四百三十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.mti.co.jp/koukoku>

令和七年四月二十八日

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号東京オペラシティタワー 株式会社クリブラ

代表取締役 鐘江康一郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額及び資本準備金の額をそれぞれ二億七千五百万円減少し、それぞれ五千万円、とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年五月三十日であり、株主総会の決議は令和七年四月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年四月二十八日

東京都千代田区麹町三丁目五番地二 レジン株式会社

代表取締役 立石 寿雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年四月二十八日

石川県小松市串町工業団地二九番地一 株式会社セリオ

代表取締役 川幡 佳彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月二十八日
大阪府貝塚市港一四番地の二

東京都千代田区大手町一丁目九番七号大手町ファイナンシャルシティサウスタワー

モルガン・スタンレー・ホールディングス

株式会社

代表取締役 田村浩四郎

株式会社

代表取締役

鷲下 茂夫

株式会社

代表取締役

嶋田 浩一郎

株式会社

代表取締役

鷲下 茂夫

株式会社

代表取締役

嶋田 浩一郎

令和七年四月二十八日
東京都千代田区大手町一丁目九番六号

東京都千代田区大手町一丁目九番九号

C o i n E s t a t e 株式会社

代表取締役

陳 海騰

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十三億四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.ko-koku.jp/r/s07962-7wcuuk/>

令和七年四月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

East Castle 特定目的会社

取締役 高山 知也

株式会社

代表取締役

嶋田 浩一郎

令和七年四月二十八日
東京都台東区台東一丁目二四番九号

C o i n E s t a t e 株式会社

代表取締役

陳 海騰

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十三億四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.ko-koku.jp/r/s07962-7wcuuk/>

令和七年四月二十八日

東京都台東区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

特定目的会社ジャパンロジプロパティーズ

取締役

赤津 忠祐

株式会社

代表取締役

赤津 忠祐

第三項の規定により公告いたします。

優先資本金の額の減少公告 当社は、優先資本金の額を四十五億円減少する こといたしました。	
なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。 http://www.akasaka-tax.or.jp/koukoku/aia5imky7m	
令和七年四月二十八日 東京都港区赤坂二丁目一〇番五号アート トーマツ赤坂インターナショナル株式会社 内 サカイスジホンマ特定目的会社 取締役 山崎 亮雄	
優先資本金の額の減少公告 当社は、優先資本金の額を七千七百万円減少する こといたしました。	
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。 https://www.kaikei-home.com/axess/0041/index.html	
令和七年四月二十八日 東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク ヒルズ仙石山森タワー四〇階 ジー・シェイ・レジデンス・シックス特 定目的会社 取締役 高橋 法彦	
優先資本金の額の減少公告 当社は、優先資本金の額を一億円減少する こといたしました。	
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり です。 https://www.kaikei-home.com/axess/0075/index.html	
令和七年四月二十八日 東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク ヒルズ仙石山森タワー四〇階 ジー・エイ・ワン・レジデンス・ファイ ブ特定目的会社 取締役 高橋 法彦	
優先資本金の額の減少公告 当社は、優先資本金の額を一億四千三百万円減 少することいたしました。	
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり です。 https://www.web-kokoku.jp/14417/14417.html	
令和七年四月二十八日 東京都港区虎ノ門五丁目一番四号 ジー・エイ・ワン・レジデンス・シック ス特定目的会社 取締役 福永 隆明	
優先資本金の額の減少公告 当社は、優先資本金の額を十億九千六百万円減 少することいたしました。	
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及 び損益計算書の開示状況は次のとおりです。 http://www.asa-epn.jp/ir/000012877kp67/	
令和七年四月二十八日 東京都港区虎ノ門三丁目二一 番一〇一―二〇一号 M F T J P N 4 特定目的会社 取締役 松澤 和浩	
優先資本の消却につき優先出資証券提出公告 当社は、発行済優先出資二十億八千七百二十五 万七千四百四十円減少することいたしました。	
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及 び損益計算書の開示状況は次のとおりです。 http://www.asa-epn.jp/ir/00001286auy4/	
令和七年四月二十八日 東京都港区虎ノ門三丁目二一 番一〇一―二〇一号 M F T J P N 4 特定目的会社 取締役 松澤 和浩	
優先資本金の額の減少公告 当社は、優先資本金の額を金一億五千万円減少 することいたしました。	
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及 び損益計算書の開示状況は次のとおりです。 http://www.asa-epn.jp/ir/000013514cf9/	
令和七年四月二十八日 東京都港区虎ノ門三丁目二一 番一〇一―二〇一号 M F T J P N 3 特定目的会社 取締役 松澤 和浩	
優先出資の消却につき優先出資証券提出公告 当社は、発行済優先出資二十億八千七百二十五 万七千四百四十円を消却することいたしました。	
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及 び損益計算書の開示状況は次のとおりです。 http://www.asa-epn.jp/ir/000013514cf9/	
令和七年四月二十八日 東京都千代田区丸の内一丁目八番三号 (甲) マイクロフォーカスエンタープラ イズ株式会社 代表取締役 ミウラ・デニース 東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内 トラストタワー本館一八階 (乙) ノベル株式会社 代表取締役 ミウラ・デニース 東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内 (丙) 日本セレナソフトウェア合同会社 代表社員 マイクロ・フォーカス・エ ムエイチシー・リミテッド 職務執行者 キヤンディス・チザム	